**○総務省告示第三百八十八号**

市の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、鳩ケ谷市を廃し、その区域を川口市に編入する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十三年十月十一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年八月十二日

総務大臣　片山　善博

**○財務省告示第二百七十八号**

アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受について、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第六条第一項の規定により報復関税を課することが決定されたので、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月十二日

財務大臣　野田　佳彦

一　報復関税に係る措置の対象となる国　アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。以下同じ。）

二　報復関税に係る措置の対象となる貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

| 品名 | 銘柄、型式及び特徴 |
|---|---|
| 玉軸受 | 輸入統計品目表八四八二・一〇―〇〇〇に分類されるもの |
| 円すいころ軸受 | 輸入統計品目表八四八二・二〇―〇〇〇に分類されるもの |

三　報復関税に係る措置の内容

二に掲げる貨物で平成二十三年九月一日から平成二十四年八月三十一日までの間に輸入されるもの（アメリカ合衆国を原産地とするものに限る。）については、一般の関税のほか、一・七％の関税を課する。

四　報復関税に係る措置をとる理由

イ　アメリカ合衆国千九百三十年関税法第七百五十四条（以下「バード修正条項」という。）は、アメリカ合衆国において、不当廉売関税及び相殺関税（以下「不当廉売関税等」という。）による税収を、不当廉売関税等に係る措置を申請し、又は申請を支持したアメリカ合衆国内の生産者等に分配する規定であるが、二〇〇三（平成十五）年一月、世界貿易機関協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。以下同じ。）附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第三条に規定する紛争解決機関（以下「紛争解決機関」という。）において、世界貿易機関協定違反が確定し、バード修正条項の撤廃等が勧告されたところである。しかし、アメリカ合衆国は、勧告の履行の期限（同年十二月）を経過した後も勧告を履行しなかったことから、二〇〇四（平成十六）年一月、我が国は、紛争解決機関に対抗措置を申請し、同年八月の対抗措置の規模に関する仲裁決定を経て、同年十一月、紛争解決機関により対抗措置が承認された。この承認に基づき、我が国は、玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）を制定し、二〇〇五（平成十七）年九月一日から二〇〇六（平成十八）年八月三十一日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等の十五品目について、一般の関税のほか、十五％の関税を課すこととした。

ロ　二〇〇六（平成十八）年二月、アメリカ合衆国において、バード修正条項の廃止法が成立したものの、二〇〇七（平成十九）年十月一日より前に通関された貨物に係る不当廉売関税等による税収については、経過措置として引き続き同条項に基づく分配が行われることとなっており、紛争解決機関による勧告が履行されていない状態が継続していた。このような事情を踏まえ、世界貿易機関協定に基づいて直接又は間接に本邦に与えられた利益を守る必要があることから、対象となる貨物及び税率を維持した上で、報復関税を課する期間を二〇〇六（平成十八）年九月一日及び二〇〇七（平成十九）年九月一日にそれぞれ一年間延長し、二〇〇八（平成二十）年九月一日に報復関税に係る措置の対象となる貨物及び税率を変更（玉軸受及び円すいころ軸受の二品目について、一〇・六％）し、一年間延長することとした。さらに、二〇〇九（平成二十一）年九月一日及び二〇一〇（平成二十二）年九月一日に税率をそれぞれ九・六％及び四・一％に変更し、一年間延長することとした。

ハ　二〇一一（平成二十三）年八月現在においても、額は減少したものの、バード修正条項に基づく分配は引き続き行われており、紛争解決機関による勧告が履行されていない状態が継続しているため、二〇一一（平成二十三）年九月一日から二〇一二（平成二十四）年八月三十一日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受の二品目について、一・七％の報復関税を課することとした。

五　その他参考となるべき事項

イ　対抗措置の規模

バード修正条項による日本産品に係る直近年の分配額に〇・七二を乗じた額（アメリカ合衆国の二〇一〇財政年度における当該分配額に基づき約三・二億円）（紛争解決機関に承認された額）の範囲内である。

ロ　報復関税の税率変更の理由

アメリカ合衆国の二〇一〇財政年度におけるバード修正条項による日本産品に係る分配額が前年度に比べて減少したことにより対抗措置の限度額が減少したため、税率を変更した。

ハ　終了時期

アメリカ合衆国が、バード修正条項に関する世界貿易機関の勧告を履行した場合には、速やかに対抗措置を終了する。

ニ　その他

紛争解決機関の承認によれば、対抗措置の規模は、アメリカ合衆国政府により公表されたバード修正条項による直近年の分配額に基づき算出することとされていることから、報復関税の課税対象貨物及び税率等について、発動後一年ごとに見直す。

**○農林水産省告示第千五百二十二号**

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第二百六十号）の施行に伴い、平成十四年十二月十九日農林水産省告示第千八百六十九号（有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律施行令第一条第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する事業を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律施行令」を「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令」に改める。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。